

現 行	改 正 案
<p><u>(使用の申請)</u></p> <p>第4条 <u>ギャラリーの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p>(2) <u>使用期間、使用施設及び展示会の内容並びに入場料等徴収及び物品販売の有無（以下「使用期間等」という。）</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項及び第14条第1項において「使用日」という。）の6月前（市外の者にあつては、3月前）の日から使用日の前日までに<u>行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></u></p>	<p><u>(使用の申請)</u></p> <p>第4条 <u>ギャラリーの施設を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) <u>市内使用者（住所（法人にあつては、事務所の所在地）が市内にある者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る抽選申込み 使用日の7月前の日の属する月の25日から末日まで</u></p> <p>(2) <u>市内使用者の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで</u></p> <p>(3) <u>市外使用者（市内使用者以外の者をいう。次号において同じ。）の使用に係る抽選申込み 使用日の4月前の日の属する月の25日から末日まで</u></p> <p>(4) <u>市外使用者の使用に係る先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで</u></p> <p>3 <u>抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から起算して7日以内（先着申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の前日まで）に、使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の当選又は先着申込みは、なかったものとみなす。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。</u></p> <p><u>(使用時間)</u></p> <p>第5条 1の申請により許可を受けることができる使用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>午前10時から午後1時まで</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(使用許可書の交付及び提示)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>(使用期間)</p> <p>第6条 -----略-----</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 使用者は、<u>使用期間等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 申請者の氏名等</p> <p>(2) 許可を受けた使用期間等並びに変更しようとする事項及びその理由</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(<u>使用時間の超過</u>)</p> <p>第9条 <u>使用時間の超過は、ギャラリーの運営に支障のない場合に限り許可する。</u></p> <p>2 <u>超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 使用者は、ギャラリーの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名等</p>	<p>(2) 午後1時から午後4時まで</p> <p>(3) 午後4時から午後7時まで</p> <p>(使用許可書の交付及び提示)</p> <p>第6条 -----略-----</p> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第8条 -----略-----</p> <p>(使用内容の変更)</p> <p>第9条 使用者は、<u>展示会の内容又は入場料等徴収若しくは物品販売の有無の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>(<u>時間外使用</u>)</p> <p>第10条 市長は、<u>ギャラリーの運営に支障がないと認めるときは、第5条各号に規定する時間帯以外の時間の使用を許可することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により許可を受けた時間の使用料の額を算定する場合における当該時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第11条 使用者は、ギャラリーの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(2) <u>許可を受けた使用期間等</u></p> <p>(3) <u>取消しの理由</u>            (市外割増使用料を徴収しない場合)</p> <p><u>第11条 条例別表の備考第1項に規定する市長が定める場合は、次条の規定により割増した使用料を徴収する場合とする。</u>  <u>(入場料等を徴収するときの使用料)</u></p> <p><u>第12条 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割増率によって算出した金額を使用料として徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 入場料等の金額が500円未満の場合 10割</u></p> <p><u>(2) 入場料等の金額が500円以上の場合 20割</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p><u>第13条</u>                    <u>-----略-----</u></p> <p>2 <u>使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申請者の氏名等</u></p> <p><u>(2) 使用期間等</u></p> <p><u>(3) 減額又は免除の理由</u></p>	<p>(市外割増使用料を徴収しない場合)</p> <p><u>第12条 条例第6条第1項第1号の市長が定める場合は、同項第2号に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(入場料等を徴収するときの使用料)</u></p> <p><u>第13条 条例第6条第1項第2号の市長が定める額(次項において「市長が定める額」という。)は、使用者が徴収する入場料その他これに類するもの(次項において「入場料等」という。)の金額が500円未満の場合にあつては600円とし、500円以上の場合にあつては1,200円とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合における市長が定める額は、0円とする。</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p><u>第14条</u>                    <u>-----略-----</u></p> <p>2 <u>使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第14条</u> 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割</p> <p>(3) -----略-----</p> <p><u>2</u> 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 申請者の氏名等</u></p> <p><u>(2) 許可を受けた使用期間等</u></p> <p>(使用者の守るべき事項)</p> <p><u>第15条</u> -----略-----</p> <p>(使用後の点検)</p> <p><u>第16条</u> -----略-----</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p><u>第17条</u> -----略-----</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p><u>第18条</u> -----略-----</p> <p>(指定期間)</p> <p><u>第19条</u> -----略-----</p> <p>(指定管理者の遵守事項)</p> <p><u>第20条</u> -----略-----</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第21条</u> -----略-----</p>	<p>(使用料の充当及び還付)</p> <p><u>第15条</u> 使用者が使用取消届を提出した場合(既納の使用料がある場合に限る。)において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</p> <p><u>2</u> 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料(充当をしたときは、その額を控除した額)の5割</p> <p>(3) -----略-----</p> <p><u>3</u> 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用者の守るべき事項)</p> <p><u>第16条</u> -----略-----</p> <p>(使用後の点検)</p> <p><u>第17条</u> -----略-----</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p><u>第18条</u> -----略-----</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p><u>第19条</u> -----略-----</p> <p>(指定期間)</p> <p><u>第20条</u> -----略-----</p> <p>(指定管理者の遵守事項)</p> <p><u>第21条</u> -----略-----</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第22条</u> -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(読替え)</p> <p><u>第22条</u> 指定管理者がギャラリーの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第14条第1項並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p>(選定委員会の委員の委嘱)</p> <p><u>第23条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の委員長及び副委員長)</p> <p><u>第24条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の会議)</p> <p><u>第25条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の意見の聴取等)</p> <p><u>第26条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の運営に関する事項)</p> <p><u>第27条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の庶務)</p> <p><u>第28条</u> -----略-----</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p><u>第29条</u> -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p><u>第30条</u> -----略-----</p>	<p>(読替え)</p> <p><u>第23条</u> 指定管理者がギャラリーの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条第3項、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条、第10条第1項、第11条、第15条第2項並びに第18条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p>(選定委員会の委員の委嘱)</p> <p><u>第24条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の委員長及び副委員長)</p> <p><u>第25条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の会議)</p> <p><u>第26条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の意見の聴取等)</p> <p><u>第27条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の運営に関する事項)</p> <p><u>第28条</u> -----略-----</p> <p>(選定委員会の庶務)</p> <p><u>第29条</u> -----略-----</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p><u>第30条</u> -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p><u>第31条</u> -----略-----</p>